

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報



敷金が返ってこない!?

賃貸アパート退去時の トラブル多発!!

事例

賃貸アパートを退去したところ、大家からクリーニングや壁紙張替費用の請求を受けている。新築で入居し、きれいに住んでいたのに納得がいけない。敷金を全額返金してほしい。



アドバイス

- 貸主に請求の明細を求め、話し合いを!
- 入居時には部屋の写真を撮っておこう!

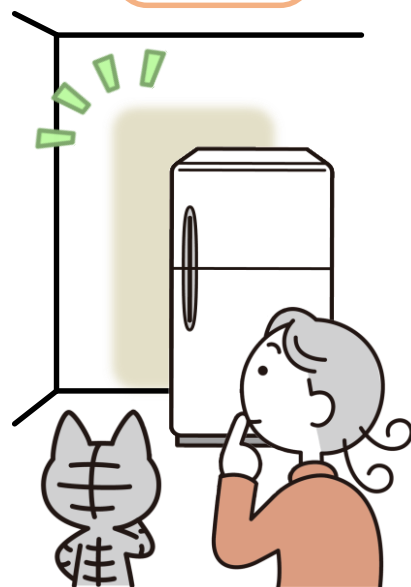
◆賃貸住宅退去の際の、原状回復の負担の考え方については、国土交通省作成の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」で、借りている人が負担すべき修理費用は『故意・過失、通常の使用を超えるような使用による損耗等』とされています。また、いわゆる経年変化の修繕費用は家賃に含まれるものとし、原状回復は賃借人が借りた当時の状態に戻すことではないことを明確化しています。

◆補修費用に関して、貸主からの請求に納得がいけない場合は、貸主に請求の明細を求めて十分話し合いましょう。

◆こうしたトラブルを防止するために、入居時に傷の有無など部屋の状況を貸主立会いで確認し、写真を撮っておきましょう。

◆契約の際は、契約書の内容、特約事項を確認し、納得してから契約してください。困った時は消費生活相談窓口へ相談しましょう。

経年変化



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

金融犯罪による詐欺にご注意を!

被害が多発しています!

不審に思ったら、1人で行動せずに《警察》に相談しましょう

投資詐欺

▶ 悪質な事業者による詐欺的な投資勧誘
「必ず儲かります」には気をつけよう!

- ・電話勧誘などにすぐに応じない
- ・儲け話を安易に信じない
- ・よくわからない商品には手を出さない



電子マネー詐欺

▶ 電子マネーを悪用した手口
「プリペイドカードを買ってきて」は詐欺!

- ・身に覚えのない請求は無視する
- ・プリペイドカードの番号は他人に教えない
- ・トラブルが起きたら、カードの発行会社に連絡する



キャッシュカード 手交型詐欺

▶ キャッシュカードを預かり、暗証番号を聞き出す手口
「必ず儲かります」には気をつけよう!

- ・他人に暗証番号を伝えない
- ・他人にキャッシュカードを渡さない
- ・不審な電話がかかってきたら、すぐに警察へ通報する



【警察以外の相談窓口】 消費者ホットライン「188」 / 財務省 横浜財務事務所 理財課 045-285-0981

知っておきたい 消費生活のキーワード



敷金



「原状回復をめぐる
トラブルとガイドライン」



・敷金とは、アパートや住宅を借りるときに、家賃の滞納や損害が生じたときに備えて、貸主に預けるお金です。家賃の未払いや、故意による破損等に対する補修費用が発生した場合には、これらを差し引いた額で返還されることになります。

・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001016469.pdf>)

とは、賃貸住宅退去時のトラブルを未然に防ぐため、貸した側と借りた側のどちらの負担で原状回復を行うことが妥当なのか、一般的な基準を国土交通省が取りまとめたものです。請求費用を払う必要があるのか、疑問を感じたときには参考になります。

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しよう